

学校(園)又は通学(園)中でケガをした時は

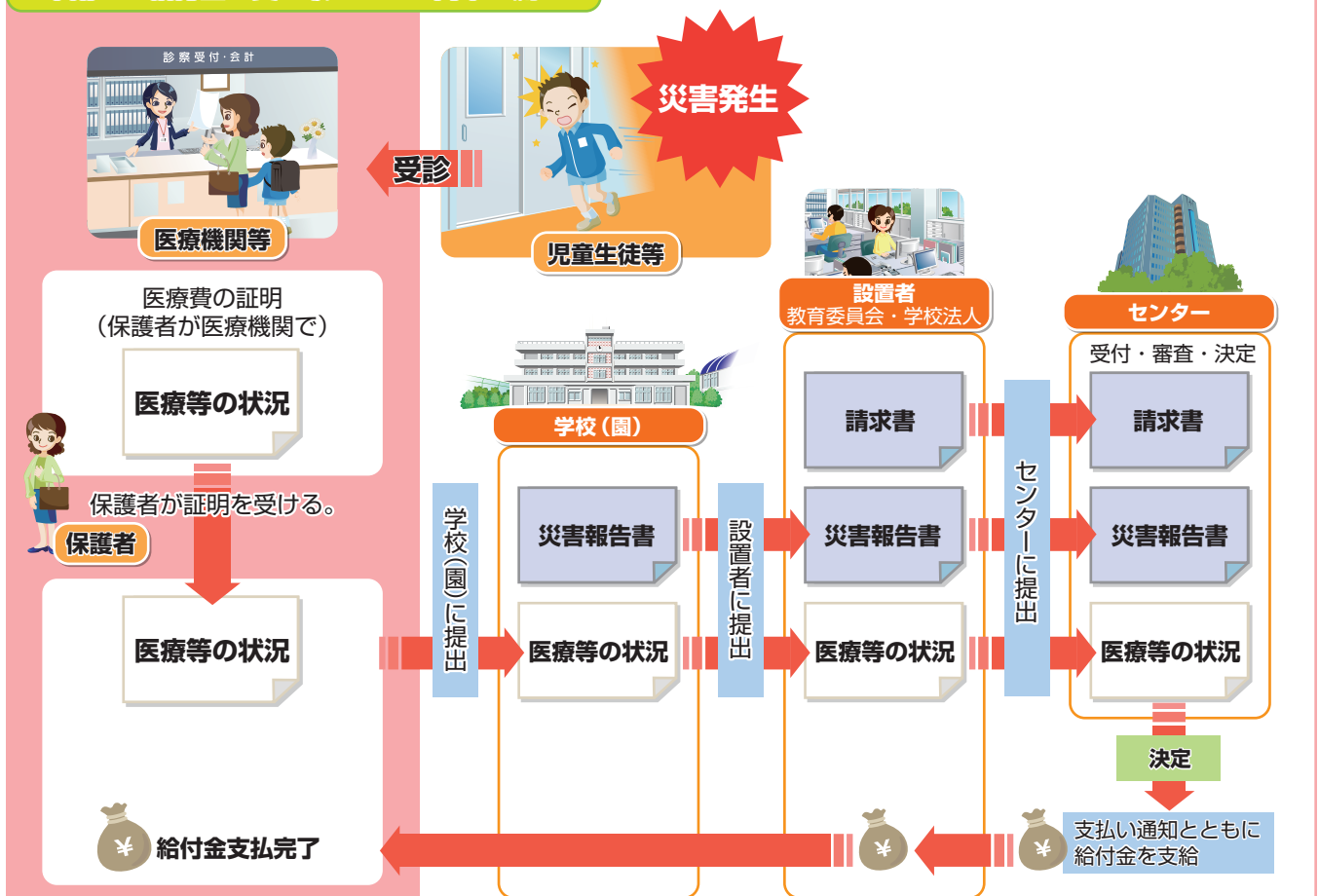
～申請に当たってのご留意点～

以下の手順で医療機関への手続きをお願いします。

- ① 学校(園)の先生から『医療等の状況』(医療費の証明)の用紙を受取って下さい。
※病院外の薬局で薬を処方された場合は、さらに「調剤報酬明細書」が必要になります。
- ② 受診した医療機関に提出し、医療費を証明された『医療等の状況』などを受取って下さい。
- ③ 『医療等の状況』などを学校(園)の先生へお渡し下さい。

下記の流れのとおりの手続きが完了次第、給付金が支払われます。おおよそ3ヶ月程度の時間がかかります。

申請から給付金を受け取るまでの簡単な流れ



災害共済給付制度とは

学校で起こったケガなどに対して医療費の給付を行う制度です。この給付の経費を、国・学校の設置者・保護者(同意確認後)の三者で負担しています。

- * 健康保険が適用される受診が対象です。
- * 数ヶ月かかる場合は、療養月ごとに書類が必要です。
- * 受診した次の月から2年間請求を行わなかった場合、給付が受けられなくなります。

お願い

『医療等の状況』を医療機関などに証明していただくに当たっては、医師、歯科医師、薬剤師、柔道整復師、鍼灸師の皆様の特典の配慮によりご協力をいただいております。

なお、『医療等の状況』を持参してもその場で書くだけではない場合もありますことを、ご了承ください。

学校の先生方へ こちらの用紙を『医療等の状況』と共に保護者にお渡しください。